

2020年度 岡山大学大学院法務研究科
法学既修者入試A日程 試験問題

民事法系（民法、民事訴訟法、商法）

<解答上の注意>

1. この問題冊子は、この表紙を含め5枚である。
2. 問題は、問題1～問題3までである（さらに小問がある）。配点は、問題1が80点、問題2が35点、問題3が35点である。
3. 表裏に解答欄がある解答用紙は、3枚が配布されている。
4. 解答用紙の受験番号欄に受験番号を算用数字で記入し、また試験科目欄に「民事法系」と記入すること。なお、整理番号等その他の記入欄には記入しないこと。
5. 試験終了後、問題冊子及び下書き用紙は持ち帰ること。
6. 解答の際は、黒又は青のボールペンを使用すること。
7. 六法は貸与品なので、折り曲げや書込みをしないこと。なお、書込み・汚損等がある場合は申し出ること。
8. 試験終了後、解答用紙と貸与した六法を回収するので、指示があるまで席を立たないこと。
9. その他は、すべて監督者の指示に従うこと。

【問題 1】 次の〔問 1〕および〔問 2〕に解答しなさい。解答の冒頭に「問題 1」と記入すること。

<注意事項>

「民法の一部を改正する法律」（平成 29 年法律第 44 号）および「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成 29 年法律第 45 号）による改正後の法律（改正法）に基づいて解答する場合には、**答案の冒頭（「問題 1」と記入した後）に「改正法による」旨を明記し、現行法に基づいて解答する場合には、答案の冒頭（「問題 1」と記入した後）に「現行法による」旨を明記すること。**なお、改正法に基づいて解答する場合には、**【問題 1】の全てについて改正法の規律が妥当するものとして解答すること。**

〔問 1〕（50 点）

以下の〔事実〕（1）から（4）を前提として、下記の〔問い〕に解答しなさい。

〔事実〕

- （1）2019 年 3 月 20 日、A は、岡山市北区に土地（以下、「甲土地」とする）を所有しており、不動産登記簿上も A を所有者とする登記が行われていた。
- （2）同日、甲土地について、A を売主、B を買主とする売買契約（以下、「本件売買契約①」とする）が、A B 間で締結された。同日、本件売買契約①に基づいて、B が A に代金全額である 2000 万円を支払った。
- （3）同年 4 月 15 日、甲土地について、「A 代理人 C」と名乗る C が、「A の C に対する委任状」を呈示しつつ、D との間で売買契約（以下、「本件売買契約②」とする）を締結した。同日、本件売買契約②に基づいて D が C に代金全額である 1800 万円を支払った。
- （4）同年 5 月 10 日、甲土地について、「A 代理人 C」と名乗る C と D との共同申請に基づいて、A から D へ所有権移転登記が行われた。

〔問い〕 「A の C に対する委任状」は、A の住居のハウスクリーニング（掃除）を A から依頼された C が、A の住居にハウスクリーニングのために立ち入った際に、A の書斎机の引き出しに保管されていた A の印鑑等を無断で用いて偽造したものであった。B は、甲土地を直接占有している D に対して、甲土地の明け渡しを請求することができるか。B の請求の根拠と、想定される D の反論を明らかにしつつ論じなさい。

《次頁に続く》

[問2] (30点)

詐害行為取消権と債権者代位権の共通点のうち重要であると考えるものを一つあげて、それについて簡潔に説明しなさい。

《問題1 以上》

《次頁に続く》

【問題 2】 **【事実】**を読んで、[問 1] および [問 2] に解答しなさい。なお、各問は独立した問題として検討しなさい。解答は、**【問題 1】**を解答した用紙とは別の解答用紙に書き、冒頭に「問題 2」と記入すること。

【事実】

Xが、Yを被告として、貸金債権 1000 万円（以下、「XY債権」という）のうちの 700 万円の支払いを求める訴え（以下、「本訴」という）を管轄裁判所に提起した。なお、本訴の訴状において、700 万円がXY債権の一部であることが明示されていたものとする。

[問 1] (15 点)

本訴の第 1 回口頭弁論期日において、Xは、訴求する金額を 700 万円から 1000 万円に拡張する旨の申立てをした。Xの申立てに対して、裁判所は、どのような措置をとるべきであるか。論拠を示して説明しなさい。

[問 2] (20 点)

本訴の裁判所が、Xの請求を全部認容する旨の判決（以下、「本訴判決」という）をし、本訴判決が確定した。その後、Xが、Yを被告として、本訴で訴求しなかったXY債権の残額 300 万円の支払いを求める訴え（以下、「後訴」という）を管轄裁判所に提起した。後訴は、どのように処理されるべきであるか。論拠を示して説明しなさい。

《問題 2 以上》

《次頁に続く》

【問題3】 次の〔問1〕および〔問2〕に解答しなさい。解答は、**【問題1】**
【問題2】を解答した用紙とは別の解答用紙に書き、冒頭に「問題3」と記入すること。

〔問1〕(10点)

下記の(1)及び(2)に簡潔に解答しなさい。

(1) 会社法208条4項が、出資の履行をすることにより募集株式の株主となる権利の譲渡は、株式会社に対抗することができないと定める趣旨は何か。

(2) 会社法341条の定めは、会社法309条1項とどこが異なるか。なぜ異なるか。

〔問2〕(25点)

X株式会社は九州一円を事業区域として、洋菓子の製造販売を展開する公開会社であり、監査役設置会社である。X社の代表取締役Yは、X社がかねてより関西地区に新たに進出するために市場調査等行っていたにもかかわらず、自ら資金を調達し別会社であるA株式会社を大阪市に設立し、その代表取締役として、関西地区における洋菓子の製造販売を開始し、利益を得た。YがA社の代表取締役として当該取引を行うことについて、X社取締役会の承認は得ていない。X社がYに損害賠償請求をすることとして、会社法上いかなる立論をなすべきか。また、損害賠償請求は認められるか。

《問題3 以上》

《民事法系問題 以上》

【出題意図】

問題 1（民法）

[問 1] 不動産の二重売買の第二売買が無権代理によって行われた場合の第一買主と無権代理の相手方との法律関係を問うものである。

[問 2] 詐害行為取消権と債権者代位権の主たる共通点についての理解を問うものである。

問題 2（民訴法）

[問 1]

明示の一部請求の訴訟物と訴えの変更に関する規律についての理解を問う問題である。

[問 2]

明示の一部請求の判決効に関する規律についての理解を問う問題である。

問題 3（商法）

問 1 は、会社法の諸規定（その趣旨も含む）や判例の正確な理解を問う問題である。問 2 は、取締役の競業避止義務・忠実義務違反等に関する基本的知識・条文解釈力を問う。東京地判昭和 56 年 3 月 26 日判時 1015 号 27、判タ 441 号 73 頁を意識した論述が期待される。